

そらげん

第12号
あっけし
農委だより
編集発行
農業委員会
☎52-3131

目次	会長あいさつ……………1	農地の実勢賃借料……………4
	新農業委員紹介……………2	農業委員会活動報告……………4~5
	農業者年金協会PG大会……………3	事務局からのお願いほか……………5
	農地パトロール実施……………3	農業者年金加入……………6



日頃より、当農業委員会の業務遂行に対しまして、ご協力ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員の公選制が廃止されました。昨年の7月、農業委員の任期満了に伴い、新たな制度のもとで、7月に若狭町長の任命により第23期、14名の農業委員が就任されました。最初の農業委員会総会におきまして、農業委員の推挙をいただき、会長に就任することとなり大変身の引き締まる思いです。また、会長職務代理には西野委員が就任しました。新体制への移行に伴い、農業委員会業務に遅滞が生じないようしっかりとりの取り組んで参ります。

昨今、異常気象により道内各地においても甚大な被害を受けるようになり、今年の融雪期には、例年になく大雨となり近隣では、水害が発生するなど今後とも気象

情報等に注意が必要と思われる。

農業を取り巻く諸情勢では、TPPからいったん離脱を決めたトランプ大統領が方針を変え復帰する意向を表明し、農業者にとって心配な状況は続きますが、農業と地域社会の持続的発展に支障が生じないような万全な対策を求めていく必要があります。

今後とも行政や関係機関とともに、地域農業・農村の健全な発展に向け積極的に活動して参りますので、皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。



伊藤 美晴 委員

新・農業委員さんをご紹介します

この度、農業委員改選に当たりまして、女性、青年の選出が望まれていると聞き応募させていただきました。初めて農業委員に任命されました。身の引き締まる思いです。地域の安定的農業経営と生活に留意し、この3年間微力ですが任に就かせていただきます。若い後継者、新

規就農者、親元就農者に対して積極的支援に「次世代の酪農家育成にと」地域の方々、関係機関と協力して尽力したいと考えます。また、町の更なる活性化のためにも、女性参加の進んだ農業社会の一端を担えるよう、皆様の助言を受けながら一歩ずつ努力して参りたいと思

いますので、よろしくお願致します。



佐藤 仁昭 委員

この度、新しい制度の元、農業委員改選により厚岸町長より任命され、

農業委員を務めてさせて頂く事になりました。7月よりこの業務に携わり大変勉強になっております。また、農地パトロールをして厚岸町がこんな広いことにも驚かされました。最近では、後継者不足により離農する方が増えております。少しでも遊休農地が増えないよう努力したいと思えます。また、TPPやEU、EPAといった国際情勢もこの先、農業にどの程度影響があるかわかりませんが、少しでも皆さんの力になればと思います。

まだまだ分からないことだらけですが、3年間頑張

ります。皆様のご指導、ご鞭撻、よろしくお願致します。

第23期 農業委員会体制を紹介します

平成29年7月、第23期農業委員会がスタートしました。役職並びに各部会等の配置についてお知らせします。

会長▼荒岡 正、会長職務代理▼西野 義幸

農地部会・第1地区

(担当地区)尾幌、若松、糸魚沢、トライバツ)

部会長▼米澤 仁、副部会長▼樋浦 泰夫

委員▼荒岡 正、小野寺 孝一、伊藤 美晴、

音喜多 政東、佐藤 仁昭、西野 義幸

農地部会・第2地区

(担当地区)太田、片無去、上尾幌、大別)

部会長▼小野寺 孝一、副部会長▼河村 芳則、委員▼

徳田 善一、米澤 仁、木原 晃、石澤 由紀子、遠藤

浩一、貢 則夫、西野 義幸

農政部会

部会長▼木原 晃、副部会長▼遠藤 浩一



腕を競い熱戦展開パークゴルフ大会

厚岸町農業者年金協議会

委員▼荒岡 正、小野寺 孝一、徳田 善一、米澤 仁、音喜多 政東

会長▼河村 芳則、副会長▼佐藤 仁昭、委員▼伊藤 美晴、石澤 由紀子、貢 則夫、樋浦 泰夫、西野 義幸

昨年10月10日、

太田農村公園パークゴルフ場で、農業者年金協議会主催による会員の親睦と交流を目的としたパークゴルフ大会が開催されました。参加者は総勢22名。大会開催にあたり荒岡正さん(年金協議会会長)の挨拶、森一昭さん(大会審判

長)からのルール説明のあと、秋晴れのもとゲームはスタートしました。昨年同様の参加者が集い会場は若くて元気な声がかたまっていました。プレイ終了後は、焼き肉ハウスで風食交流会と表彰式が行われ、今日のプレイの腕前とつもる話に花を咲かせていました。今秋も開催を予定しておりますので、多くの参加をお持ちしております。結果は次のとおりです。

【男性の部】優勝▼森 一昭さん、準優勝▼永堀 善道さん

【女性の部】優勝▼北村 ヒサさん、準優勝▼小澤 慶さん

【ホールインワン賞】 森 一昭さん

農地パトロール実施

(農用地利用状況調査)

昨年10月18日に遊休農地・農地の違反転用の発生を未然に防ぐこと、農地の有効利用を図ることを目的として農地パトロール(農用地利用状況調査)を実施しました。

この調査は、農業委員会が農地法第30条に基づき、毎年1回は必ず取り組むことが義務付けられた調査となっております。

本年も、農業委員と事務局、町及びJA釧路太田農協の職員の協力を得て、町内全域の農地の利用状況を調査した結果、問題や事後対応を必要とする箇所はありませんでした。今後も農地の適正な利用を図るために

継続実施



農地の実勢賃借料の水準について

平成29年4月から平成30年3月までの実勢賃借料水準。
 ▼締結(公告)された地区名/最高額/最低額で掲載します。(単位10a当たり)

- ▼尾幌・上尾幌/二七〇〇円/一五〇〇円
- ▼糸魚沢・若松・トライベン/二七〇〇円/一五〇〇円
- ▼太田・大別/三〇〇〇円/一四〇〇円
- ▼片無去/三〇〇〇円/三〇〇〇円

農地の実勢賃借料水準情報

区分	参考賃借料 (10a当たり)	細区分 / 増減割合			
		上/+10%	下/-10%	下/-15%	下/-50%
上畑	3,000円		2,700円		
中畑	2,100円	2,300円	1,900円	1,800円	
下畑	1,500円	1,600円	1,400円		700円

平成29年度農業委員会活動報告

4月

▼6・7日/弟子屈町/釧路地区農業委員会連合会
 総会・第1回会長・局長会議

▼19・26日/町内/農地部会あつせん委員会

▼27日/役場/第31回厚岸町農業委員会総会

5月

▼/町内/農地部会あつせん委員会
 19日



6/3 札幌市 北海道新就農フェア
 就農相談風景

協手町総年場 ▼ 工道幌 ▼



3日/札幌市/北海道新就農フェア
 5日/役/農業者/金協議会/厚岸農業担い手育成支援協議会総会

6月
 ▼25日/役場/第32回厚岸町農業委員会総会
 ▼28・30/東京都/全国農業委員会会長大会及び北海道選出国会議員要請集会

厚岸町農業委員会

- ▼7月
 - ▼14日／役場／第33回厚岸町農業委員会総会
 - ▼23日／東京都／新・農業人フェア
 - ▼25日／役場／第1回厚岸町農業委員会総会
- ▼8月
 - ▼24日／札幌市／北海道農業会議臨時総会
 - ▼29日／役場／第2回厚岸町農業委員会総会
- ▼9月
 - ▼26日／役場／第3回厚岸町農業委員会総会
- ▼10月
 - ▼10日／太田／農業者年金パークゴルフ大会
 - ▼18日／町内／農地パトロール（農地利用状況調査）
 - ▼26日／役場／第4回厚岸町農業委員会総会
- ▼11月
 - ▼8・28日／町内／農用地あっせん委員会

7/23 東京都 新・農業人フェア
就農相談風景

- ▼11日／札幌市／新・農業人フェア
- ▼15日／釧路町／地区別農業委員研修会
- ▼21日／浜中町／新規参入者交流会（農業士会）
- ▼12月
 - ▼6日／町内／農用地あっせん委員会
 - ▼12日／標茶町／根釧女性農業委員の会総会
 - ▼20日／釧路町／農業者年金協議会代議員等研修会
- ▼1月
 - ▼27日／大阪市／新・農業人フェア
 - ▼24・25日／札幌市／全道農業者年金研究会・農業委員会活動強化研究会
 - ▼30日／役場／第5回厚岸町農業委員会総会
- ▼2月
 - ▼27日／役場／第6回厚岸町農業委員会総会
- ▼3月
 - ▼19日／札幌市／北海道農業会議総会・農業委員等研修会
 - ▼27日／役場／第7回農業委員会総会

★平成30年度の主な事業

■農業者年金協議会総会 ■厚岸町農業担い手育成支援協議会総会 ■農地パトロールの実施 ■農業担い手研修生等相談受付 ■農業者年金相談 ■農地あっせん等相談 ■農業委員会総会(原則28日) ■新・農業人フェア出

展 ■婚活イベント

★事務局からのお知らせ

農業委員会では、毎月28日を基準日に総会を開催しています。農地の売買、賃貸借、転用、現況証明などが必要な方は、毎月10日をめどに農業委員会事務局へ提出してください。

★農地法第3条(農地の売買)

農地を農地として「売買したい方」「贈与したい方」「未登記の農地の整理」等は、農地法3条の許可申請が必要で

※相続(所有者の死亡)による登記の場合は、許可はいりませんが、登記後3ヶ月以内に農業委員会への届出が必要です。

★農地法第4・5条(農地の転用)

自己用の転用(農家住宅・農業用施設等)の場合、農地法第4条の許可が必要です。転用を目的とした賃貸借、売買の場合は、農地法第5条の許可が必要です。

※その土地が農業振興地域内である場合は、まず除外の手続きが必要となり、約6ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

★農地の相続等の届出のお願い

農業委員会では、相続などによる権利の取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に勤めています。農法の改正により農地を相続したときは、農業委員会に相続開始から10か月以内に届け出が必要となりますので、農業委員会の窓口までお越しください。

☆全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、経営のノウハウに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。農地法・農業委員会を初めとする土地問題や、先進的な農業経営・栽培技術に取り組み農業者の事例など、様々な角度から情報提供を行っています。

購読料 11 月額 700 円・毎週金曜日発行お申し込みは、厚岸町農業委員会事務局まで電話) 52 (3 1 3 1 1 内

線 151 まで

◆農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特徴とメリット

◎農業者の方なら広く加入できます。

年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の方で、国民年金第 1 号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どんな

たでも加入できます。

◎少子高齢時代に強い

積立方式・確定拠出型の年金です。自ら積み立てた保険料とその運用益によりの将来受ける年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。



◎保険料は自由に決められることができます。保険料は月額 2 万円～6 万 7 千円の間で、千円

単位で自由に決められいつでも見直せます。

◎終身年金です。80 歳前に亡くなった場合は、死亡一時金があります。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が 80 歳前に亡くなった場合は、80 歳到達月までに受け取るはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

◎税制面の優遇措置があります。保険料は全額が社会保険控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。

◎保険料の国庫補助があります。2 万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。 ※詳しくは、農業委員会・農協まで

◆農業委員会事務局

事務局長▶湊谷政弘之、係長▶星野英明、主事▶中野真規

※事務局の体制は3月1日の記載です。

◇編集後記

農業委員会便り12号をお届けします。農業情勢の変化は目まぐるしいものがあります。しかしながら、どのような環境になろうとも、私たちはこの地域と農業を守っていくなくてはなりません。昨年7月からは新しい委員で活動を始めました。今まで通の農地等に係る手続きや疑問等、事務局や委員までご遠慮なくご相談下さい。

(河村)